

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年8月31日提出
【発行者名】	日本アジア・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 熊谷 明彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小網町1 2 番 7 号 日本橋小網ビル7階
【事務連絡者氏名】	長谷川 英子
【電話番号】	03-6892-7111
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型 ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型 ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型 5,000億円を上限とします。 ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型 5,000億円を上限とします。 ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型（愛称：「ゼニガメ」）

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型（愛称：「ウミガメ」）

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型（愛称：「ミノガメ」）

・上記を総称して「ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・シリーズ」、「当ファンド」または「当ファンド・シリーズ」ということがあります。

・以下「各ファンド」もしくは「安定型」、「バランス型」、「積極型」という場合、上記それぞれのファンドを指しているものとします。

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）

・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド毎に、5,000億円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

### （５）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は3.24%（税抜3%）が上限となっております。

### （６）【申込単位】

販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

### （７）【申込期間】

平成28年 9月 1日から平成29年 2月28日までとします。

・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

### （８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

**委託会社の照会先**

<日本アジア・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク>

電話番号：03 - 6892 - 7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.ja-am.jp/>

**( 9 ) 【払込期日】**

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

**( 10 ) 【払込取扱場所】**

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

**( 11 ) 【振替機関に関する事項】**

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

**( 12 ) 【その他】**

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

信託財産の長期成長と安定的に収益を獲得することを目的とします。

当ファンド・シリーズは、ご投資家の皆様の投資目的や投資可能期間に応じて、以下の3つのファンドから選択することができます。

- ・ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型（愛称：ゼニガメ）
- ・ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型（愛称：ウミガメ）
- ・ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型（愛称：ミノガメ）

ファンドの基本的性格

<ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型>

##### 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		不動産投信
	内外	その他資産 ( )
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

##### 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ		
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリーファンド	あり		
	年2回	日本				
年4回	北米					
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州				
	年12回 (毎月)	アジア				
不動産投信	日々	オセアニア				
	その他 ( )	中南米			ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株 式))		アフリカ				
		中近東 (中東)				
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

#### <ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型>

##### 1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

##### 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (含む日本)		
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券 一般	年6回	北米	ファミリーファンド	あり
公債	(隔月)	欧州		
社債	年12回	アジア		
その他債券	(毎月)	オセアニア		
クレジット属性 ( )	日々			
不動産投信	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券)		アフリカ		
資産複合 ( )		中近東 (中東)		
資産配分固定型		エマージング		
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

#### < ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型 >

##### 1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券 不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

##### 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (含む日本)		
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券 一般	年6回	北米	ファミリーファンド	あり
公債	年6回 (隔月)	欧州		
社債				
その他債券 クレジット属性 ( )	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株 式))	その他 ( )	アフリカ		
資産複合 ( )		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

#### < 商品分類の定義 >

##### 1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### 2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### 3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 4. 独立した区分

(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

#### < 補足として使用する商品分類 >

(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### < 属性区分の定義 >

##### 1. 投資対象資産による属性区分

###### (1)株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

###### (2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

###### (3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

###### (4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

###### (5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

##### 2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

##### 3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)



グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### 5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### 6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

#### 7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。





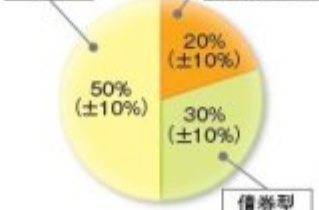
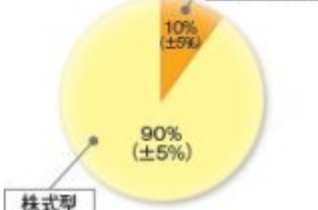
その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

## ファンドの特色

日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引等ならびにこれらに関連する派生商品（先物取引およびオプション取引等）を実質的な主要投資対象※とし、積極的に分散投資を行います。

※「実質的な主要投資対象」とは、投資信託証券を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

名 称	ユナイテッド・タートルクラブ・ ファンド・安定型 (愛称:ゼニガメ) 	ユナイテッド・タートルクラブ・ ファンド・バランス型 (愛称:ウミガメ) 	ユナイテッド・タートルクラブ・ ファンド・積極型 (愛称:ミノガメ) 
指定投資 信託証券※ への 投資配分	<b>債券型ファンド</b> 信託財産の純資産総額の概ね 50% (±10%)  <b>絶対収益追求型ファンド</b> 信託財産の純資産総額の概ね 50% (±10%)	<b>債券型ファンド</b> 信託財産の純資産総額の概ね 30% (±10%)  <b>株式型ファンド</b> 信託財産の純資産総額の概ね 50% (±10%)  <b>絶対収益追求型ファンド</b> 信託財産の純資産総額の概ね 20% (±10%)	<b>株式型ファンド</b> 信託財産の純資産総額の概ね 90% (±5%)  <b>絶対収益追求型ファンド</b> 信託財産の純資産総額の概ね 10% (±5%)
	<投資分配のイメージ> 	<投資分配のイメージ> 	<投資分配のイメージ> 

(注) 市場動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

※ 約款に定められた当ファンド・シリーズが投資対象とする投資信託証券をいいます。

## &lt;指定投資信託証券分類の定義&gt;

債券型ファンド	組入資産による主たる収益が実質的に債券を源泉とするファンドをいいます。
株式型ファンド	組入資産による主たる収益が実質的に株式を源泉とするファンドをいいます。
絶対収益追求型ファンド	特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す、もしくは、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指すファンドをいいます。

※上記定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を参考に、委託会社が定義したものです。

## ■ 主な投資制限

- 投資信託証券（外貨建の投資信託証券も含まれます。）への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

## ■ 分配方針

年1回（毎年5月31日（休業日の場合は翌営業日））に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託者が基準価額水準・市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益について、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

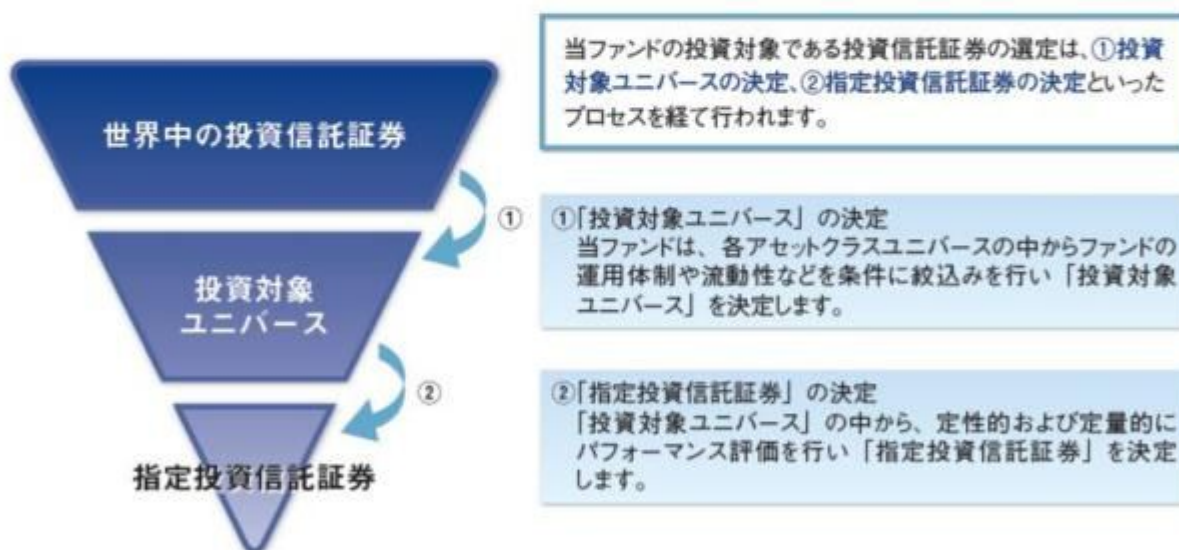
## <参考> 指定投資信託証券について

各ファンドの約款に定める指定投資信託証券は、以下の通りです。

分類	指定投資信託証券の名称
債券型ファンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）</li> <li>● iシェアーズ・コア 米国総合債券市場 ETF</li> <li>● iシェアーズ 世界国債（除く米国）ETF</li> </ul>
株式型ファンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アカディアン日本株式ファンド（適格機関投資家向け）</li> <li>● アカディアン・グローバル株式ファンド（適格機関投資家向け）</li> </ul>
絶対収益追求型ファンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アカディアン日本株式シングルアルファ（適格機関投資家向け）</li> <li>● スーパーサイクル・シングルアルファ（適格機関投資家向け）</li> <li>● Qbasis All Trends UCITS Fund - Class EI JPY</li> </ul>

※上記は、有価証券届出書提出日現在のもので、指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しが行われます。その際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券（新たに設定される投資信託証券も含まれます。）が指定されたりする場合があります。なお、指定投資信託証券は、必ず組入れられるとは限りません。

### ● 指定投資信託証券の選定方法



※上図は、あくまでも例示をもって理解を深めていただくためのイメージです。

- ・ 定性評価においては、投資信託証券の過去の実績（Performance）、マネージャの経歴（People）、運用哲学（Philosophy）、ベンチマーク比較（Peer Comparison）、実際のポートフォリオの整合性（Portfolio）の5Pを総合的に評価します。
- ・ 定量評価においては、特に、1リスク当りのリターン、最大ドローダウン等に注目して、ファンドのパフォーマンスを評価します。

#### 信託金限度額

- ・ 各ファンド毎に、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## （2）【ファンドの沿革】

平成13年 6月 1日

- ・ ファンドの信託契約締結、運用開始

平成17年10月31日

- ・ ファンド名称を「UAMタートルクラブ・ファンド・安定型（愛称：ゼニガメ）」「UAMタートルクラブ・ファンド・バランス型（愛称：ウミガメ）」「UAMタートルクラブ・ファンド・積極型（愛称：ミノガメ）」からそれぞれ「ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型（愛称：ゼニガメ）」「ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型（愛称：ウミガメ）」「ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型（愛称：ミノガメ）」に変更

平成18年9月12日

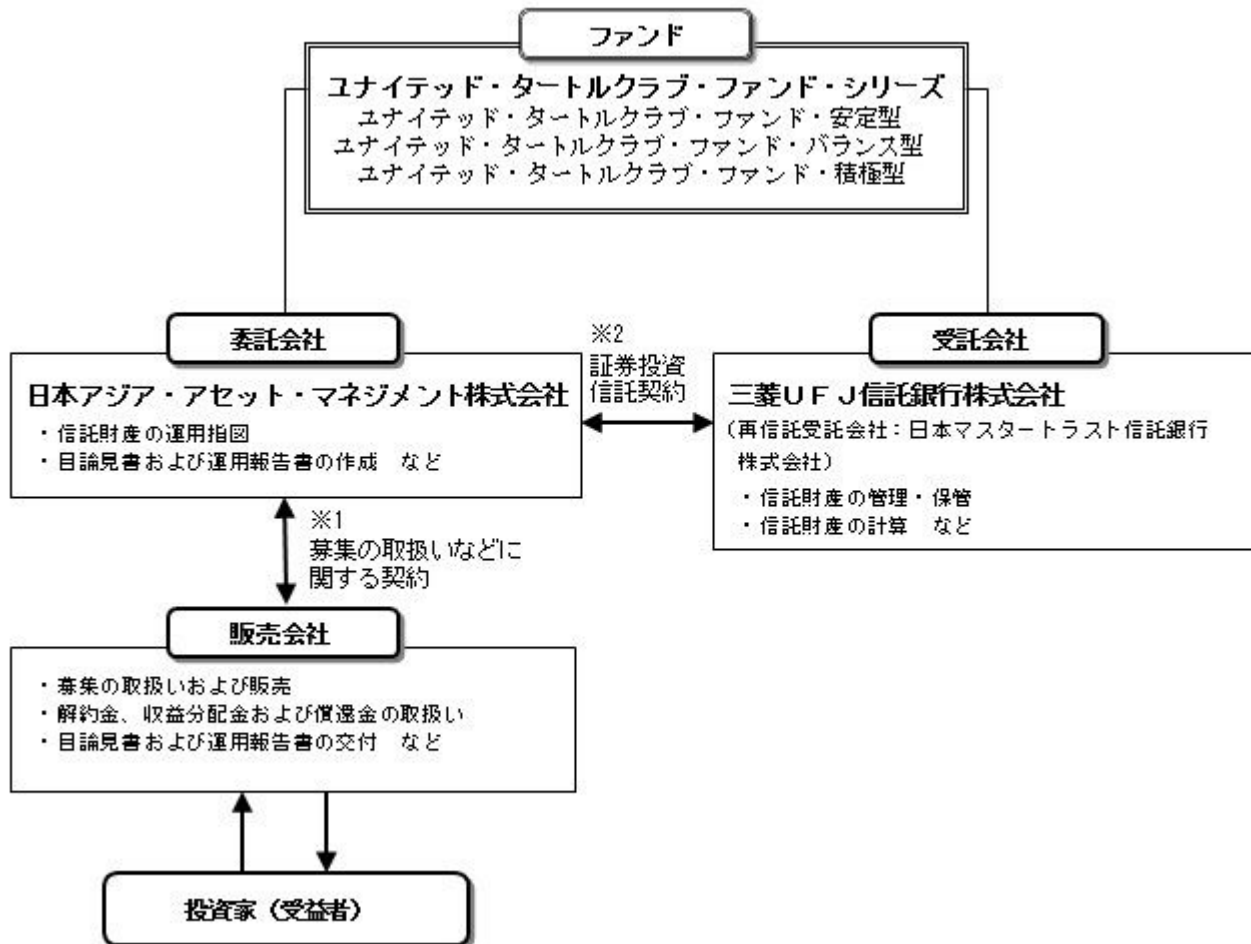
- ・投資対象に「アカディアン欧州株式マーケット・ニュートラル（適格機関投資家向け）」を、組入れ投資信託証券に「ユナイテッド日本株式マザーファンド」を追加

平成21年6月12日

- ・投資対象の変更、一部解約の支払い開始日の変更、追加設定および一部解約（換金）にかかる受付中止日の変更、信託報酬率の変更

### （3）【ファンドの仕組み】

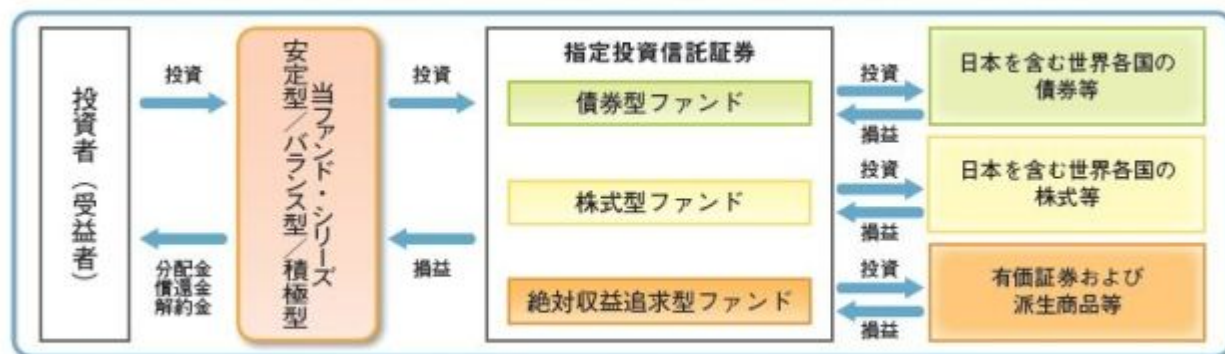
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

- 当ファンド・シリーズの各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ファンド・オブ・ファンズ方式とは、ファンドの信託財産を主に他のファンドに投資する仕組みで、一般社団法人投資信託協会の定める商品分類において、「主として投資信託証券に投資するもの」をいいます。



投資信託証券への投資にあたっては、約款に定める「指定投資信託証券※」の中から選択した投資信託証券に分散投資を行います。指定投資信託証券は、適宜（原則として、半年毎）見直しを行います。

※詳しくは、後述の「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

委託会社の概況（平成28年5月末現在）

1) 資本金

1億円

2) 沿革

平成11年 9月17日： 米ユナイテッド・アセット・マネジメント・コーポレーションの子会社としてユナイテッド投信株式会社を設立

平成11年10月26日： 証券投資信託委託業の認可取得

平成12年10月 6日： オールド・ミューチュアル（U.S.）・ホールディングス・インクの子会社となる

平成16年 1月20日： 投資顧問会社として登録

平成17年 3月30日： 日本アジアホールディングズ株式会社の子会社となる

平成17年10月31日： 投資一任業務にかかる認可を取得、ユーエイエム ジャパン インクから営業を譲り受けるとともに、会社名をユナイテッド投信投資顧問株式会社に変更

平成19年 9月30日： 金融商品取引業者として登録

平成25年 7月13日： 会社名をユナイテッド投信投資顧問株式会社から日本アジア・アセット・マネジメント株式会社に変更

平成27年 7月 1日： 日本アジア証券株式会社の100%子会社となる

3) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
日本アジア証券株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目7番9号	6,060株	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引等ならびにこれらに関連する派生商品（先物取引およびオプション取引等）に積極的に分散投資を行なうことにより、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

投資信託証券への投資にあたっては、市場環境の変化に応じて、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。また、組入れ投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

指定投資信託証券は、その収益の源泉の違いにより、「債券型ファンド」、「株式型ファンド」およ

び「絶対収益追求型ファンド」に分類されます。

（指定投資信託証券の分類の定義）

債券型ファンド	組入資産による主たる収益が実質的に債券を源泉とするファンドをいいます。
株式型ファンド	組入資産による主たる収益が実質的に株式を源泉とするファンドをいいます。
絶対収益追求型ファンド	特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す、もしくは、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指すファンドをいいます。

上記定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を参考に、委託会社が定義したものです。

<参考> 各ファンドにおける投資する指定投資信託証券の投資配分比率

	投資する指定投資信託証券の分類	投資配分比率
安定型	債券型ファンド	50%（±10%）
	絶対収益追求型ファンド	50%（±10%）
バランス型	債券型ファンド	30%（±10%）
	株式型ファンド	50%（±10%）
	絶対収益追求型ファンド	20%（±10%）
積極型	株式型ファンド	90%（±5%）
	絶対収益追求型ファンド	10%（±5%）

各ファンドの信託財産の純資産総額に対して、概ね上記投資配分比率にて投資を行います。

指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しを行いません。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに主として有価証券に投資する投資信託証券（新たに設定される投資信託（投資法人を含みます。）も含みます。）が指定投資信託証券として指定されたりする場合があります。

投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

この投資信託は、主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ．有価証券
  - ロ．約束手形
  - ハ．金銭債権
- ２．次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下、「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．国債証券
- ２．地方債証券
- ３．特別の法律により法人の発行する債券
- ４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券および短期社債券を除きます。）

5. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債券
6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

## 投資対象とする投資信託証券の概要

### <債券型ファンド>

ファンド名	ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	ユナイテッド日本債券マザーファンド
投資方針・特色	①信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。 ②マザーファンドへの投資を通じて、主として、わが国の債券へ投資を行います。 ③わが国のファンダメンタルズ、金利動向などの分析・評価に基づき、デュレーションをアクティブに変更し、収益の獲得を目指します。 ④A A格以上の格付けを有する債券を中心に投資適格債券に投資し、信用リスクの低減を図ります。 ⑤市場動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.216%（税抜年0.20%）の率を乗じて得た額とします。
委託会社	日本アジア・アセット・マネジメント株式会社
ファンド名	iシェアーズ・コア 米国総合債券市場ETF（英文名：iShares Core U.S. Aggregate Bond ETF）
投資方針・特色	バークレイズ米国総合インデックス <sup>※</sup> と同等水準の投資成果を目指します。 <sup>※</sup> 米国投資適格債券市場全体のパフォーマンスを測る指標で、米国の投資適格債券には、米国内で公募販売が行われている投資適格の米国国債、投資適格社債、モーゲージ・パススルー証券およびアセット・バック証券等が含まれます。
管理会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
主たる上場取引所	NYSE アーカ取引所（米国）
管理報酬	年率0.08%
当初設定日	2003年9月22日
ファンド名	iシェアーズ 世界国債（除く米国）ETF（英文名：iShares International Treasury Bond ETF）
投資方針・特色	S&P シティグループ・インターナショナル・トレジャリー・ボンド・インデックス（除く米国） <sup>※</sup> と同等水準の投資成果を目指します。 <sup>※</sup> 米国のS&P、シティグループが共同組成した指数で、米国以外の先進国が現地通貨建てで発行する国債のパフォーマンスを測る指数です。
管理会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
主たる上場取引所	ナスダック証券取引所（米国）
管理報酬	年率0.35%
当初設定日	2009年1月21日

※ナスダック=全米証券業協会（ナスダ）自動株相場であり、取引所の場所を示すものではありません。



## ＜株式型ファンド＞

ファンド名	アカディアン日本株式ファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	ユナイテッド・アカディアン・日本株式マザーファンド
投資方針・特色	<p>①マザーファンドへの投資を通じて、主として、日本株式の割安銘柄へ投資を行います。</p> <p>②マザーファンドは、東証株価指数（TOPIX）をベンチマークとし、独自開発のモデルを用い、株価形成要因を多面的に分析し、魅力ある銘柄を選定することにより、超過収益の獲得を目指します。</p> <p>③マザーファンドの運用に際しては、アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシーへ日本株式の運用指図に関する権限を委託します。</p> <p>④マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。</p> <p>⑤市場動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
信託報酬等	<p>①信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.6696%（税抜0.62%）の率を乗じて得た額とします。</p> <p>②上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、保管費用等を信託財産から支払います。</p>
委託会社	日本アジア・アセット・マネジメント株式会社
ファンド名	アカディアン・グローバル株式ファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	ユナイテッド・アカディアン・グローバル株式マザーファンド
投資方針・特色	<p>①マザーファンドへの投資を通じて、主として、世界各国（日本は除きます。）の割安株式へ投資を行います。</p> <p>②マザーファンドはモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ指数をベンチマークとし、独自開発のモデルを用い、株価形成要因を多面的に分析し、魅力ある銘柄を選定することにより、超過収益の獲得を目指します。</p> <p>③マザーファンドの運用に際しては、アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシーへ外国株式の運用指図に関する権限を委託します。</p> <p>④マザーファンドでのポートフォリオの構築に際しては、国・業種・時価総額等を考慮し、銘柄分散を図ります。</p> <p>⑤マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。</p> <p>⑥実質的な組入外資建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>⑦市場動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
信託報酬等	<p>①信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.6696%（税抜0.62%）の率を乗じて得た額とします。</p> <p>②上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、保管費用等を信託財産から支払います。</p>
委託会社	日本アジア・アセット・マネジメント株式会社

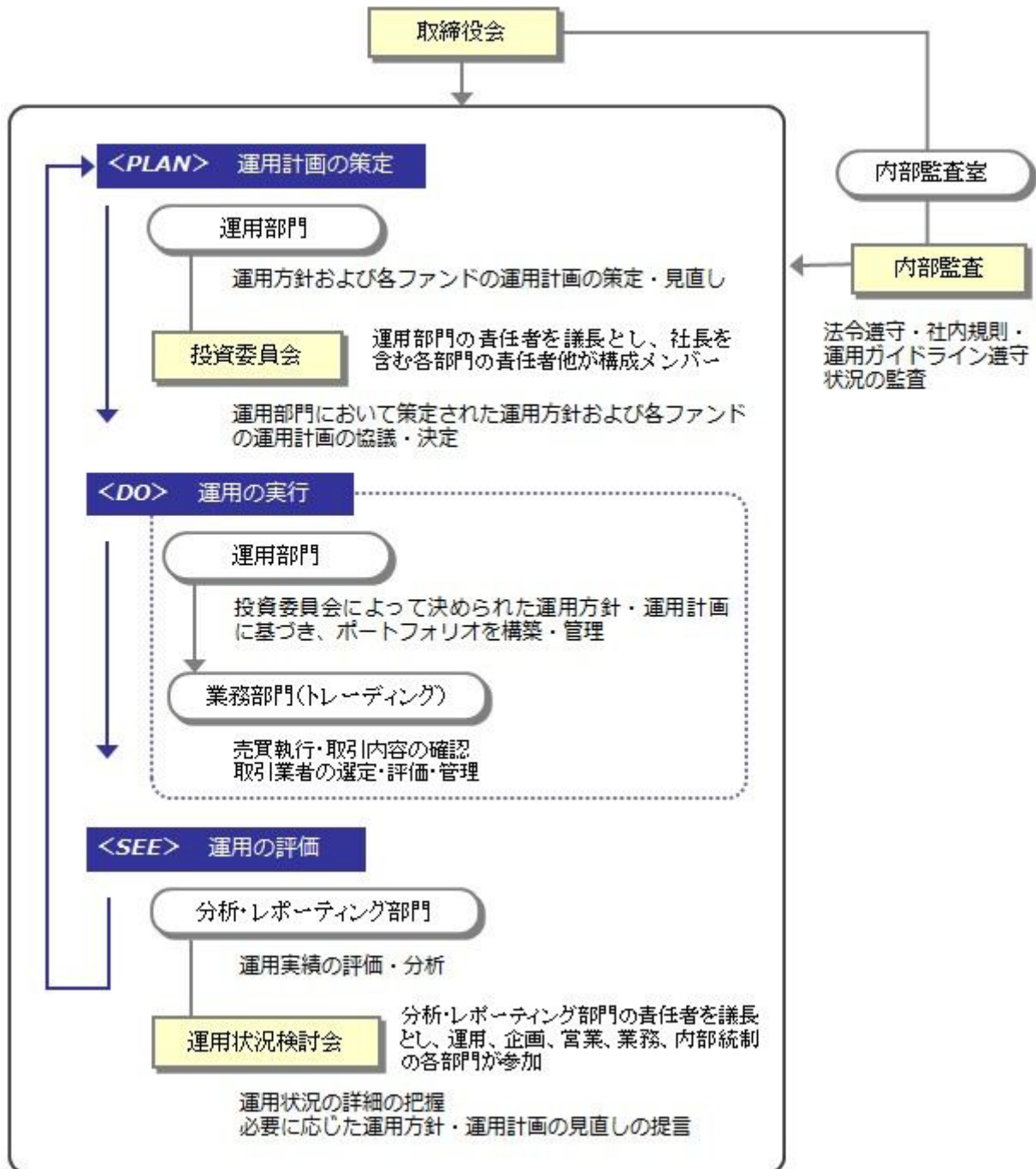
## ＜絶対収益追求型ファンド＞

ファンド名	アカディアン日本株式シングルアルファ（適格機関投資家向け）
主要投資対象	ユナイテッド・アカディアン・日本株式マザーファンド
投資方針・特色	<p>①マザーファンドへの投資を通じて、主として、日本株式の割安銘柄へ投資を行います。</p> <p>②マザーファンドは、東証株価指数（TOPIX）をベンチマークとし、独自開発のモデルを用い、株価形成要因を多面的に分析し、魅力ある銘柄を選定することにより、超過収益の獲得を目指します。</p> <p>③マザーファンドへ投資すると同時に、株価指数先物を売り建てることにより、市場動向に左右されない安定した中長期的利益の獲得を目指します。</p> <p>④マザーファンドの運用に際しては、アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシーへ日本株式の運用指図に関する権限を委託します。</p> <p>⑤マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。</p> <p>⑥市場動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
信託報酬等	<p>①信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.6696%（税抜0.62%）の率を乗じて得た額とします。</p> <p>②上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、保管費用等を信託財産から支払います。</p>
委託会社	日本アジア・アセット・マネジメント株式会社
ファンド名	スーパーサイクル・シングルアルファ（適格機関投資家向け）
投資方針・特色	<p>①安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。</p> <p>②主として、わが国の金融商品取引所上場株式への投資と、株価指数先物取引を活用した運用を行います。</p> <p>③運用にあたっては、テーマ・アプローチおよびボトムアップ・アプローチをベースとして、企業の成長性、収益性および技術優位性などに着目し、買いポートフォリオを構築します。</p> <p>④同時に、株価指数先物取引を売り建てることにより、市場動向に左右されない安定した中長期的利益の獲得を目指します。</p> <p>⑤ファンドの信託財産の投資判断に関しては、ながら・アセット・マネジメント株式会社<sup>※</sup>の助言を受けます。</p> <p><small>※ながら・アセット・マネジメント株式会社は、精緻な技術評価やビジネスモデル評価の実績に加え、独自のバリュエーション手法に基づく割安銘柄の発掘を強みとしております。</small></p> <p>⑥市場動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
信託報酬等	<p>①信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.6696%（税抜0.62%）の率を乗じて得た額とします。</p> <p>②上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、保管費用等を信託財産から支払います。</p>
委託会社	日本アジア・アセット・マネジメント株式会社
ファンド名	Qbasis All Trends UCITS Fund - Class EI JPY
ファンド形態	アイルランド籍外国投資信託
投資方針・特色	<p>①世界各国の取引所に上場されている様々な先物（株価指数・債券・通貨または原油・金属・農産物などの商品等）並びに現物株式を主な投資対象とします。</p> <p>②トレンド・フォロー運用（方向性に追随してポジションを構築する運用）などを行い、相場の上昇時だけでなく、下落時でも収益の獲得を目指します。</p> <p>③市場動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
管理報酬等	<p>①信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年1.88%の率を乗じて得た額とします。</p> <p>②上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、保管費用等を信託財産から支払います。</p> <p>③当該ファンドにおける基準価額がその時点におけるハイウォーターマークを超えた場合、その超過額に対して20%相当額の実績報酬がかかります。</p>
保管受託会社	Societe Generale S.A. (Dublin)
運用会社	Qbasis Invest GmbH

## （3）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

- ・運用組織、内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織



委員会名または部署名	役割
投資委員会 (原則月1回開催)	当社または再委託先が行う運用および投資一任契約に基づく運用戦略について、運用計画の見直しの要否、運用の継続の可否および運用上必要な措置等を決定するとともに、資産運用リスク管理上必要な事項等の決定を行います。
運用状況検討会 (原則月1回開催)	当社または再委託先が行う運用が信託約款に準拠して行われるとともに、投資判断の妥当性が確保され、合理的な運用成果が得られているか等を検証し、運用計画の見直しの要否、運用の継続の可否および運用上必要な措置について投資委員会に報告または勧告を行います。

運用部門 （3名程度）	投資委員会で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書に基づいて、運用の指図を行います。
分析・レポート部門 （2名程度）	当社の運用するファンドについて、運用実績の評価・分析・情報開示（レポート）を行います。
内部統制部門 （1名程度）	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の検証ならびに検証に基づく指導を各部門に行います。
内部監査室 （1名程度）	法令、社内規則および運用ガイドライン等の遵守状況の監査を行います。
業務部門 （トレーディング） （3名程度）	有価証券、デリバティブ取引に係る権利等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、売買の結果について最良執行の観点からの検証・分析ならびに業者選定を行います。

#### ・社内規程

委託会社では、社内規程でファンドの運用に当たって遵守すべき事項等を定めているほか、「ポートフォリオの設定・管理と発注に関する規則」、「利益相反管理規程」等の規則・規程を定め、法令遵守の徹底ならびにインサイダー取引および利益相反取引の防止に努めています。また、「資産運用リスク管理規程」において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用部門から独立した部署が、運用の指図および運用状況について、運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を行っています。

なお、当社が第三者へ運用の指図権限を委託する場合には、「投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規則」に従い、事前チェックおよび定期モニタリング等を実施しています。

#### ・ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

ファンドの受託会社（信託銀行（再信託受託会社を含みます。））については、受託会社が特定の信託銀行に偏ることを避け、信託銀行間の競争を通じた適切な受託サービス水準の確保と適切な受託者報酬水準の維持に努めております。

また、受託会社に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

発注先業者については、受益者および顧客の利益を最優先としたトレーディング業務を遂行するため、定められた事項（信用リスク、取引執行能力、事務取扱能力、手数料率および情報提供力）に基づき評価した上で選定・採用しています。

また、原則として6ヶ月毎に、上記事項に基づき発注先業者を評価しています。

上記の運用体制は、平成28年5月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

#### （４）【分配方針】

##### 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

##### 1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

##### 2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

##### 3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行いません。

##### 収益分配金の支払い

##### <分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

### < 分配金受取りコース >

毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

## （５）【投資制限】

### 約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券（外貨建の投資信託証券も含まれます。）への投資割合には制限を設けません。
- 2) 株式への直接投資は行ないません。
- 3) デリバティブ取引の直接利用は行ないません。
- 4) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 5) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 6) 資金の借入れ
  1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日、解約代金入金日もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
  3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
  4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- 7) 投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。
- 8) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20% 以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## 3 【投資リスク】

### （１）ファンドのリスク

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。

### < 基準価額の主な変動要因 >

当ファンド・シリーズは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引ならびに派生商品（先物取引およびオプション取引等）に投資しておりますので、各ファンドの基準価額は変動します。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンド・シリーズは、各ファンドにおいて投資する投資信託証券および当該投資信託証券への投資配分比率が異なります。各ファンドおよび各ファンドが投資する投資信託証券の基準価額を変動させる要因の主なものは以下の通りですが、各ファンドによって、基準価額を変動させるリスク要因の重要度は異なりますのでご注意ください。

各ファンドまたは各ファンドが投資する投資信託証券の基準価額の変動要因の主なものは以下の通りで

す。

#### 有価証券等の価格変動リスク

各ファンドおよび各ファンドが投資する投資信託証券は、株式や債券など値動きのある有価証券を組入れておりますので、当該投資信託証券が組入れる株式や債券の価格変動の影響を受けます。また、債券の市場価格は、概して金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。残存期間の長い債券の方が短い債券より金利の変化率が高い傾向にあります。株式や債券等の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式や債券等の発行企業の経営状況等により変化します。その結果、各ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

#### 為替変動リスク

投資信託証券を通じて外貨建資産に投資しておりますので、為替相場の変動の影響を受けます。為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には各ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、各ファンドは、原則として為替ヘッジを行いません。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない等、流動性の影響を受けます。一般に、流動性の低い有価証券は、より高い有価証券に比べ価格変動率が高くなる傾向があります。

各ファンドおよび各ファンドが投資する投資信託証券が保有する有価証券等において流動性が損なわれた場合、各ファンドの基準価額はその影響を受け、値下がりする要因となる可能性があります。

#### 信用リスク

有価証券の発行体において、経営不振、その他の理由により債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合等には、当該発行体が発行する有価証券の価格は大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

#### カントリーリスク

投資信託証券を通じて一部外貨建資産に投資しておりますので、その国の政治、経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、各ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。各ファンドが投資する投資信託証券には、新興市場に投資をするものが含まれています。新興市場では、法制・司法・当局による規制等が未だ整備途上の場合があり、その運用や判断が不透明である可能性があります。かかる不透明さが各ファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。

#### デリバティブ取引等に伴うリスク

各ファンドが投資する投資信託証券において、デリバティブ取引等を利用する場合があります。当該デリバティブ取引等の価格は、対象指数や対象資産等の市況、先物等の市場の需給等を反映して変動しますので、当該投資信託証券の基準価額が変動する要因となります。デリバティブ取引等の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、各ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

#### 一部解約による資金流出に伴うリスク

一部解約金の支払資金を手当てするために、各ファンドの組入有価証券等を大量に売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模や市場動向によっては、当初期待される価格で売却できないことがあり、当該取引により各ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

また、各ファンドが投資する投資信託証券の資金動向により、各ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

（ご注意）以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

#### < その他の留意点 >

##### ファンド運営上のリスク

##### （A）取得申込みの受付の中止・取消、解約の受付の中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得のお申込みの受付を中止することがあり、また、既に受付けた取得のお申込みの受付を取消す場合があります。また、同様の理由により、ご解約のお申込みの受付を中止する場合があります。

##### （B）信託の途中終了

委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のために有利と認める場合、もしくはその他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。

#### (C) 指定投資信託証券の運用および変更に伴うリスク

各ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券の一部は、外部の運用会社が運用しており、当該運用会社の業務または財産の状況の変化、運用担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合があります。

また、指定投資信託証券の見直しは、パフォーマンスの一層の向上を目指すものではありませんが、指定投資信託証券の入替えや組入比率の変更が、結果として各ファンドの基準価額下落の原因となる場合があります。

販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

#### (A) 販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について契約を締結しており、受益者の購入資金は、販売会社を通じて、ファンドに振り込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いについても、販売会社へ支払った後の受益者への支払いについては、委託会社および受託会社は責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込代金の預かり等を含みます。）について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

#### (B) 受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いは、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから、販売会社の指定口座への支払いをした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。

受託会社の格付けが低下した場合やその他信用力が低下した場合には、為替取引等の相手方の提供するクレジットラインが削減される可能性があり、その結果、各ファンドの運用に支障が出る可能性があります。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は各ファンドの信託を終了させます。

収益分配に係る留意点

ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて、委託会社が決定します。委託会社の判断により、基準価額の水準、市場動向等、分配対象収益の水準によって分配を行わない場合があります。

### (2) リスク管理体制

#### ・資産運用リスク管理について：

市場リスク、信用リスク、取引先リスク、流動性リスク等を対象とします。

担当部門である運用部門が日々リスクの管理を行い、統括部門である分析・レポート部門に報告します。統括部門は、リスク分析・評価およびリスクへの対応状況を検証し、原則として月に一度開催される投資委員会にて内容を報告します。同委員会は、この報告に基づき必要な協議・決議を行います。また、想定外のリスクが顕在化した場合には、その都度速やかに対応します。

#### ・その他のリスク管理について：

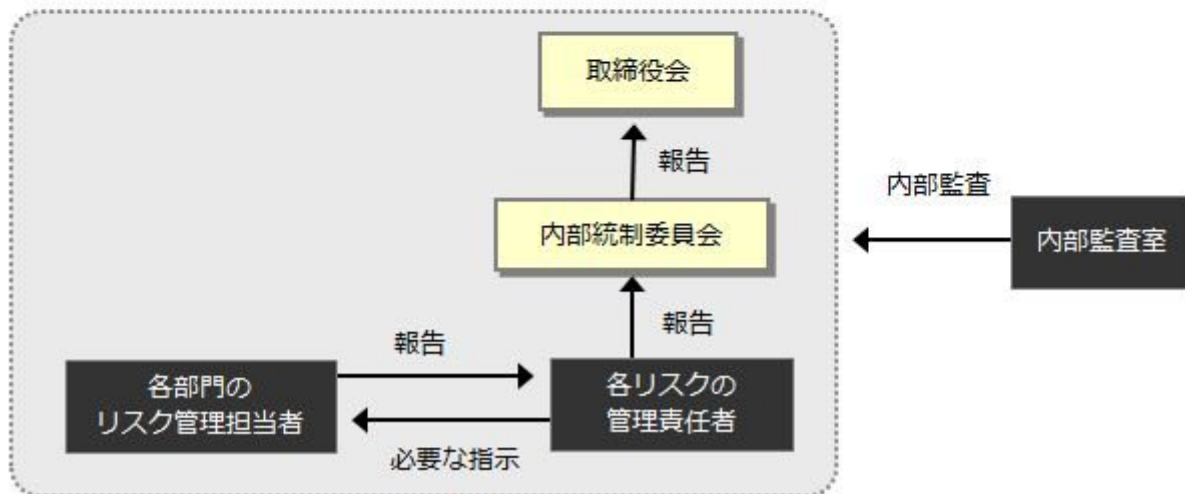
事務リスク、システムリスク、コンプライアンスリスク等を対象とします。

各部門のリスク管理担当者がリスクの管理を行い、各リスク毎のリスク管理責任者である部門の責任者へ定期的に内容を報告します。リスク管理責任者は、原則として月に一度開催される内部統制委員会にて報告します。同委員会は、この報告に基づき必要な協議・決議を行います。また、想定外のリスクが顕在化した場合には、その都度速やかに対応します。

## 資産運用リスクの管理



## その他のリスクの管理



上記体制は平成28年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。



## (参考情報)

## 安定型

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年6月末を10,000として指数化しております。

\* 年間騰落率は、2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

## バランス型

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年6月末を10,000として指数化しております。

\* 年間騰落率は、2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



当ファンド	日本株	先選国株	新興国株	日本国債	先選国債	新興国債
最大値	2.2	65.0	65.7	47.4	7.7	34.9
最小値	△10.7	△17.0	△15.6	△27.4	0.4	△8.6
平均値	△2.4	15.9	19.0	6.1	2.6	10.2

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\* 2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\* 決算日に対応した数値とは異なります。

\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



当ファンド	日本株	先選国株	新興国株	日本国債	先選国債	新興国債
最大値	28.4	65.0	65.7	47.4	7.7	34.9
最小値	△11.7	△17.0	△15.6	△27.4	0.4	△8.6
平均値	6.3	15.9	19.0	6.1	2.6	10.2

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\* 2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\* 決算日に対応した数値とは異なります。

\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## 積極型

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年6月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

## 各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)  
先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)  
新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス  
(配当込み、円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

日本国債…NOMURA-BPI 国債  
先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

## ●代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

## 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

## MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

## MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

## NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI 国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

## シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

## JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	47.5	65.0	65.7	47.4	7.7	34.9	43.7
最小値	△14.0	△17.0	△15.6	△27.4	0.4	△8.6	△17.4
平均値	11.3	15.9	19.0	6.1	2.6	10.2	5.6

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

- ・販売会社における申込手数料率は3.24%（税抜3%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。  
申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

## （２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

## （３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
各ファンド	1.404%（税抜1.30%）
投資対象とする投資信託証券	0.432%（税抜0.40%）程度
実質的負担	1.836%（税抜1.70%）程度

- ・各ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.404%（税抜1.30%）の率を乗じて得た額とします。
- ・各ファンドが負担する実質的な信託報酬率（概算）は、年1.836%（税抜1.70%）±0.3%です。
- ・各ファンドが投資する投資信託証券の信託報酬率を、投資配分比率で加重平均して計算した概算値です。ただし、この値はあくまで目安であり、各ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によって±0.3%程度変動しますので、受益者が負担する実質的な信託報酬も変動します。なお、この実質的な信託報酬率は、有価証券届出書提出日現在の指定投資信託証券（投資対象ファンド）に基づくものであり、指定投資信託証券の変更および見直し等により将来的に変動します。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - （２）投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

信託報酬の配分

各ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.30%	0.55%	0.70%	0.05%

役務の内容

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

## （４）【その他の手数料等】

各ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等、ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受益者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、各ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間を最初の6ヵ月とその翌日から計算期間末までに区分した各期間の末日または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。

以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は受益者の負担とし、信託財産から支払います。なお、委託会社は、以下の諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支払いを受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

- 1) この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳票管理、法定報告等）に係る費用
- 2) 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
- 3) 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
- 4) 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- 5) 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- 6) 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- 7) この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 8) 格付の取得に要する費用
- 9) この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

なお、投資対象の投資信託証券においても同様の費用がかかり、当該投資信託証券の信託財産から支払われます。また、投資する投資信託証券の一部には、実績報酬が発生するものがある場合があります。その場合には、当該投資信託証券の信託財産中から支払われます。

監査費用は、監査法人などに支払う各ファンドの監査に係る費用です。

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することができません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

上記手数料等については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

#### （5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

##### 1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

## 2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）<sup>\*</sup>については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

\* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### 法人受益者の場合

#### 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

#### 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

### 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

### 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

#### 2) 受益者が収益分配金を受け取る際

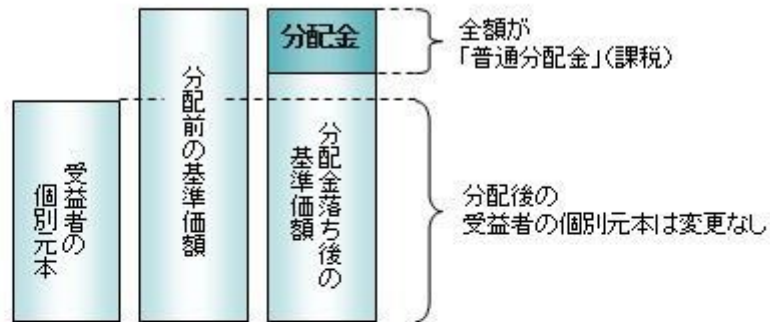
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

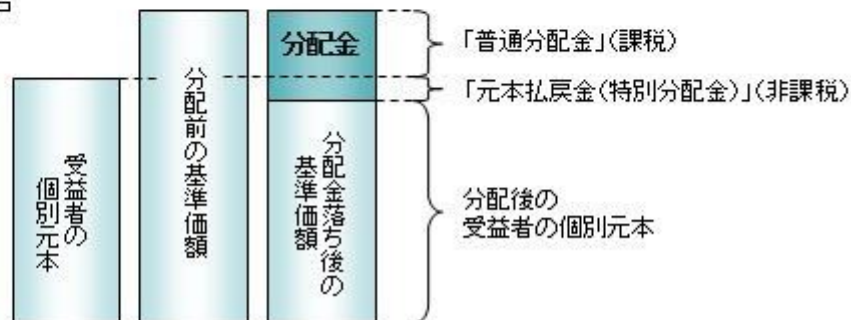
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

## &lt;分配金に関するイメージ図&gt;

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は平成28年5月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## 【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型】

以下の運用状況は2016年 5月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	26,928,638	36.90
	アメリカ	28,868,452	39.56
	アイルランド	15,072,566	20.65
	小計	70,869,656	97.12
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		2,105,150	2.88
合計(純資産総額)		72,974,806	100.00

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アイルランド	投資信託受益証券	Qbasis All Trends UCITS Fund-Class EI JPY	168,833,002	0.1006	17,000,000	0.0892	15,072,566	20.65
アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ 世界国債（除く米国）ETF	1,372	10,055.60	13,796,285	10,709.03	14,692,800	20.13
アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ・コア 米国総合債券市場ETF	1,155	12,224.47	14,119,272	12,273.29	14,175,652	19.43
日本	投資信託受益証券	アカディアン日本株式シングルアルファ（適格機関投資家向け）	12,872,758	1.0283	13,237,057	0.9948	12,805,819	17.55
日本	投資信託受益証券	ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）	6,670,112	1.1195	7,467,563	1.1294	7,533,224	10.32
日本	投資信託受益証券	スーパーサイクル・シングルアルファ（適格機関投資家向け）	6,223,057	1.0162	6,324,368	1.0589	6,589,595	9.03

#### ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.12
合 計	97.12

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

#### (3) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第6計算期間末 (2007年 5月31日)	411	411	1.0212	1.0212
第7計算期間末 (2008年 6月 2日)	332	332	0.9930	0.9930
第8計算期間末 (2009年 6月 1日)	288	288	0.9227	0.9227
第9計算期間末 (2010年 5月31日)	238	238	0.9089	0.9089
第10計算期間末 (2011年 5月31日)	231	231	0.9039	0.9039
第11計算期間末 (2012年 5月31日)	213	213	0.8749	0.8749
第12計算期間末 (2013年 5月31日)	196	196	0.8749	0.8749
第13計算期間末 (2014年 6月 2日)	171	171	0.8400	0.8400
第14計算期間末 (2015年 6月 1日)	95	95	0.8501	0.8501
第15計算期間末 (2016年 5月31日)	72	72	0.7565	0.7565
2015年 5月末日	94		0.8472	
6月末日	93		0.8391	

7月末日	89	0.8383
8月末日	85	0.8202
9月末日	85	0.8158
10月末日	84	0.8112
11月末日	84	0.8116
12月末日	84	0.8054
2016年 1月末日	84	0.7990
2月末日	82	0.7811
3月末日	83	0.7883
4月末日	74	0.7728
5月末日	72	0.7565

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第6期	2006年 6月 1日～2007年 5月31日	0.0000
第7期	2007年 6月 1日～2008年 6月 2日	0.0000
第8期	2008年 6月 3日～2009年 6月 1日	0.0000
第9期	2009年 6月 2日～2010年 5月31日	0.0000
第10期	2010年 6月 1日～2011年 5月31日	0.0000
第11期	2011年 6月 1日～2012年 5月31日	0.0000
第12期	2012年 6月 1日～2013年 5月31日	0.0000
第13期	2013年 6月 1日～2014年 6月 2日	0.0000
第14期	2014年 6月 3日～2015年 6月 1日	0.0000
第15期	2015年 6月 2日～2016年 5月31日	0.0000

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第6期	2006年 6月 1日～2007年 5月31日	1.77
第7期	2007年 6月 1日～2008年 6月 2日	2.76
第8期	2008年 6月 3日～2009年 6月 1日	7.08
第9期	2009年 6月 2日～2010年 5月31日	1.50
第10期	2010年 6月 1日～2011年 5月31日	0.55
第11期	2011年 6月 1日～2012年 5月31日	3.21
第12期	2012年 6月 1日～2013年 5月31日	0.00
第13期	2013年 6月 1日～2014年 6月 2日	3.99
第14期	2014年 6月 3日～2015年 6月 1日	1.20
第15期	2015年 6月 2日～2016年 5月31日	11.01



(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

#### （４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第6期	2006年 6月 1日～2007年 5月31日	31,778,264	221,899,109
第7期	2007年 6月 1日～2008年 6月 2日	22,117,727	90,835,090
第8期	2008年 6月 3日～2009年 6月 1日	17,340,310	39,240,565
第9期	2009年 6月 2日～2010年 5月31日	22,879,523	73,641,889
第10期	2010年 6月 1日～2011年 5月31日	13,472,699	19,319,400
第11期	2011年 6月 1日～2012年 5月31日	11,048,203	22,550,435
第12期	2012年 6月 1日～2013年 5月31日	10,226,200	29,925,793
第13期	2013年 6月 1日～2014年 6月 2日	8,464,258	29,504,606
第14期	2014年 6月 3日～2015年 6月 1日	7,212,864	99,248,835
第15期	2015年 6月 2日～2016年 5月31日	5,116,212	20,415,139

#### 【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型】

以下の運用状況は2016年 5月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### （１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	193,309,284	64.02
	アメリカ	72,347,295	23.96
	アイルランド	28,371,889	9.40
	小計	294,028,468	97.37
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		7,926,415	2.63
合計（純資産総額）		301,954,883	100.00

#### （２）【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	投資信託受益証券	アカディアン・グローバル株式ファンド（適格機関投資家向け）	91,678,102	1.3407	122,914,756	1.175	107,721,769	35.67
日本	投資信託受益証券	アカディアン日本株式ファンド（適格機関投資家向け）	23,037,806	2.2016	50,720,033	1.9098	43,997,601	14.57

アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ・コア 米国総合債券市場ETF	3,339	12,213.38	40,780,490	12,273.29	40,980,522	13.57
アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ 世界国債（除く米国）ETF	2,929	10,056.71	29,456,107	10,709.03	31,366,773	10.39
アイルランド	投資信託受益証券	Qbasis All Trends UCITS Fund-Class EI JPY	317,803,298	0.1006	32,000,000	0.0892	28,371,889	9.40
日本	投資信託受益証券	スーパーサイクル・シングルアルファ（適格機関投資家向け）	26,314,709	1.0178	26,785,531	1.0589	27,864,645	9.23
日本	投資信託受益証券	コナйтеッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）	12,152,709	1.1197	13,607,388	1.1294	13,725,269	4.55

#### ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.37
合 計	97.37

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

#### (3) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第6計算期間末 (2007年 5月31日)	522	522	1.2230	1.2230
第7計算期間末 (2008年 6月 2日)	515	515	1.0824	1.0824
第8計算期間末 (2009年 6月 1日)	441	441	0.8246	0.8246
第9計算期間末 (2010年 5月31日)	486	486	0.8302	0.8302
第10計算期間末 (2011年 5月31日)	512	512	0.8555	0.8555
第11計算期間末 (2012年 5月31日)	426	426	0.7966	0.7966
第12計算期間末 (2013年 5月31日)	443	443	1.0228	1.0228
第13計算期間末 (2014年 6月 2日)	345	345	1.0400	1.0400
第14計算期間末 (2015年 6月 1日)	350	350	1.2058	1.2058
第15計算期間末 (2016年 5月31日)	301	301	1.0622	1.0622
2015年 5月末日	349		1.2036	
6月末日	331		1.1870	
7月末日	331		1.1854	
8月末日	314		1.1297	
9月末日	303		1.0835	

10月末日	315		1.1352
11月末日	321		1.1547
12月末日	318		1.1371
2016年 1月末日	303		1.0837
2月末日	294		1.0460
3月末日	304		1.0802
4月末日	304		1.0764
5月末日	301		1.0622

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第6期	2006年 6月 1日～2007年 5月31日	0.0000
第7期	2007年 6月 1日～2008年 6月 2日	0.0000
第8期	2008年 6月 3日～2009年 6月 1日	0.0000
第9期	2009年 6月 2日～2010年 5月31日	0.0000
第10期	2010年 6月 1日～2011年 5月31日	0.0000
第11期	2011年 6月 1日～2012年 5月31日	0.0000
第12期	2012年 6月 1日～2013年 5月31日	0.0000
第13期	2013年 6月 1日～2014年 6月 2日	0.0000
第14期	2014年 6月 3日～2015年 6月 1日	0.0000
第15期	2015年 6月 2日～2016年 5月31日	0.0000

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第6期	2006年 6月 1日～2007年 5月31日	9.31
第7期	2007年 6月 1日～2008年 6月 2日	11.50
第8期	2008年 6月 3日～2009年 6月 1日	23.82
第9期	2009年 6月 2日～2010年 5月31日	0.68
第10期	2010年 6月 1日～2011年 5月31日	3.05
第11期	2011年 6月 1日～2012年 5月31日	6.88
第12期	2012年 6月 1日～2013年 5月31日	28.40
第13期	2013年 6月 1日～2014年 6月 2日	1.68
第14期	2014年 6月 3日～2015年 6月 1日	15.94
第15期	2015年 6月 2日～2016年 5月31日	11.91

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## （４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第6期	2006年 6月 1日～2007年 5月31日	79,811,431	38,212,195
第7期	2007年 6月 1日～2008年 6月 2日	76,845,404	27,982,582
第8期	2008年 6月 3日～2009年 6月 1日	89,684,823	30,728,857
第9期	2009年 6月 2日～2010年 5月31日	76,418,090	25,727,762
第10期	2010年 6月 1日～2011年 5月31日	63,433,467	50,533,309
第11期	2011年 6月 1日～2012年 5月31日	49,934,683	113,145,832
第12期	2012年 6月 1日～2013年 5月31日	38,819,314	140,719,115
第13期	2013年 6月 1日～2014年 6月 2日	21,156,485	122,768,471
第14期	2014年 6月 3日～2015年 6月 1日	17,369,486	58,791,920
第15期	2015年 6月 2日～2016年 5月31日	15,965,731	22,328,253

### 【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型】

以下の運用状況は2016年 5月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### （１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	641,751,859	93.50
	アイルランド	33,691,618	4.91
	小計	675,443,477	98.41
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		10,896,183	1.59
合計（純資産総額）		686,339,660	100.00

#### （２）【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	投資信託受益証券	アカディアン・グローバル株式ファンド（適格機関投資家向け）	346,919,771	1.3482	467,731,458	1.175	407,630,730	59.39
日本	投資信託受益証券	アカディアン日本株式ファンド（適格機関投資家向け）	107,207,762	2.1734	233,014,784	1.9098	204,745,383	29.83
アイルランド	投資信託受益証券	Qbasis All Trends UCITS Fund-Class EI JPY	377,391,417	0.1006	38,000,000	0.0892	33,691,618	4.91
日本	投資信託受益証券	スーパーサイクル・シングルアルファ（適格機関投資家向け）	27,741,757	1.0183	28,250,596	1.0589	29,375,746	4.28

##### ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.41
合 計	98.41

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第6計算期間末 (2007年 5月31日)	1,162	1,162	1.3511	1.3511
第7計算期間末 (2008年 6月 2日)	1,092	1,092	1.1035	1.1035
第8計算期間末 (2009年 6月 1日)	888	888	0.6977	0.6977
第9計算期間末 (2010年 5月31日)	1,045	1,045	0.7253	0.7253
第10計算期間末 (2011年 5月31日)	1,138	1,138	0.7695	0.7695
第11計算期間末 (2012年 5月31日)	967	967	0.6910	0.6910
第12計算期間末 (2013年 5月31日)	1,108	1,108	1.0195	1.0195
第13計算期間末 (2014年 6月 2日)	874	874	1.0683	1.0683
第14計算期間末 (2015年 6月 1日)	822	822	1.3304	1.3304
第15計算期間末 (2016年 5月31日)	686	686	1.1442	1.1442
2015年 5月末日	822		1.3299	
6月末日	811		1.3100	
7月末日	808		1.3112	
8月末日	742		1.2287	
9月末日	695		1.1493	
10月末日	750		1.2410	
11月末日	772		1.2725	
12月末日	749		1.2413	
2016年 1月末日	688		1.1478	
2月末日	662		1.0991	
3月末日	692		1.1538	
4月末日	699		1.1620	
5月末日	686		1.1442	

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第6期	2006年 6月 1日～2007年 5月31日	0.0000
第7期	2007年 6月 1日～2008年 6月 2日	0.0000
第8期	2008年 6月 3日～2009年 6月 1日	0.0000
第9期	2009年 6月 2日～2010年 5月31日	0.0000
第10期	2010年 6月 1日～2011年 5月31日	0.0000
第11期	2011年 6月 1日～2012年 5月31日	0.0000
第12期	2012年 6月 1日～2013年 5月31日	0.0000
第13期	2013年 6月 1日～2014年 6月 2日	0.0000
第14期	2014年 6月 3日～2015年 6月 1日	0.0000
第15期	2015年 6月 2日～2016年 5月31日	0.0000

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第6期	2006年 6月 1日～2007年 5月31日	16.14
第7期	2007年 6月 1日～2008年 6月 2日	18.33
第8期	2008年 6月 3日～2009年 6月 1日	36.77
第9期	2009年 6月 2日～2010年 5月31日	3.96
第10期	2010年 6月 1日～2011年 5月31日	6.09
第11期	2011年 6月 1日～2012年 5月31日	10.20
第12期	2012年 6月 1日～2013年 5月31日	47.54
第13期	2013年 6月 1日～2014年 6月 2日	4.79
第14期	2014年 6月 3日～2015年 6月 1日	24.53
第15期	2015年 6月 2日～2016年 5月31日	14.00

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第6期	2006年 6月 1日～2007年 5月31日	238,395,302	86,881,977
第7期	2007年 6月 1日～2008年 6月 2日	254,142,055	124,852,470
第8期	2008年 6月 3日～2009年 6月 1日	357,303,774	73,522,086
第9期	2009年 6月 2日～2010年 5月31日	262,448,944	94,275,770
第10期	2010年 6月 1日～2011年 5月31日	204,074,623	166,318,749
第11期	2011年 6月 1日～2012年 5月31日	163,048,776	242,158,848

第12期	2012年 6月 1日 ~ 2013年 5月31日	119,771,379	432,208,041
第13期	2013年 6月 1日 ~ 2014年 6月 2日	64,238,659	333,891,922
第14期	2014年 6月 3日 ~ 2015年 6月 1日	47,788,039	247,607,970
第15期	2015年 6月 2日 ~ 2016年 5月31日	42,063,542	60,555,138

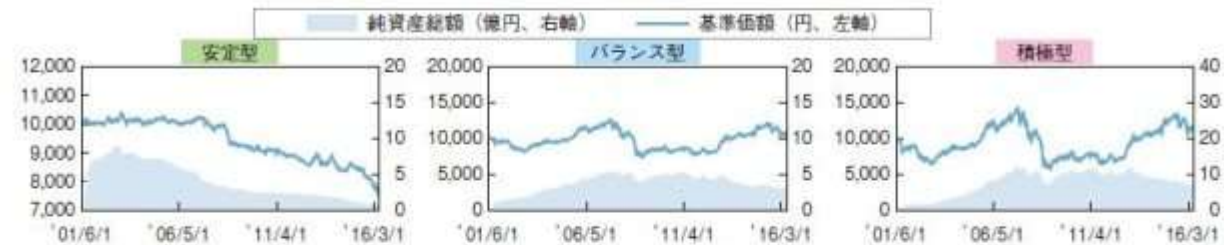
## 参考情報

## 運用実績

データ基準日：2016年5月31日現在

### 基準価額・純資産の推移

	安定型	バランス型	積極型
基準価額	7,565 円	10,622 円	11,442 円
純資産総額	0.7 億円	3.0 億円	6.9 億円



### 分配の推移

決算期	安定型	バランス型	積極型
第11期（平成24年5月31日）	0 円	0 円	0 円
第12期（平成25年5月31日）	0 円	0 円	0 円
第13期（平成26年6月2日）	0 円	0 円	0 円
第14期（平成27年6月1日）	0 円	0 円	0 円
第15期（平成28年5月31日）	0 円	0 円	0 円
設定家累計	0 円	0 円	0 円

※分配金は、1万口当たり、税引き前の金額です。

### 主要な資産の状況

各ファンドの内訳		安定型	バランス型	積極型
債券型	ユニテッド日本債券ベビーファンド*	10.3%	4.5%	—
	iシェアーズ・コア米国総合債券市場ETF	19.4%	13.6%	—
	iシェアーズ世界国債（除く米国）ETF	20.1%	10.4%	—
株式型	日経225連動型上場投資信託	—	0.0%	0.0%
	パワーシェアーズQQQ	—	0.0%	0.0%
	db x-trackers MSCI エマージング・マーケット・インデックス UCITS ETF	—	0.0%	0.0%
	iシェアーズ MSCI パシフィック（除く日本）ETF	—	0.0%	0.0%
	アカディアン日本株式ファンド*	—	14.6%	29.8%
	Japan Asia MB Capital Fund	—	0.0%	0.0%
	iシェアーズ MSCI AC アジア（除く日本）ETF	—	0.0%	0.0%
絶対収益追求型	アカディアン日本株式シングルアルファ*	17.5%	0.0%	0.0%
	スーパーサイクル・シングルアルファ*	9.0%	9.2%	4.3%
	Gbasis All Trends UCITS Fund - Class EI JPY	20.7%	9.4%	4.9%
現金など		2.9%	2.6%	1.6%
合計		100.0%	100.0%	100.0%

※各ファンドの内訳は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。

\*ファンド名の「(適格機関投資家向け)」を省略して記載しております。

### 年間収益率の推移（暦年ベース）



※当ファンドにはベンチマークはありません。2016年は5月末までの収益率です。

※各ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。



## (2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

### ＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

### ＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

## (3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

## (4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

## (5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ニューヨークもしくはロンドンの各取引所の休業日

ニューヨークもしくはロンドンの銀行休業日

## (6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

## (7) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

### 委託会社の照会先

＜日本アジア・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク＞

電話番号：03-6892-7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.ja-am.jp/>

## (8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

## (9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

## 2【換金（解約）手続等】

### ＜解約請求による換金＞

#### (1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### (2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

#### (3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ニューヨークもしくはロンドンの各取引所の休業日

ニューヨークもしくはロンドンの銀行休業日

#### (4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約

には受付時間制限および金額制限（1億口または1億円以上の解約は、正午まで）を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### （5）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

##### 委託会社の照会先

<日本アジア・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク>

電話番号：03-6892-7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.ja-am.jp/>

#### （6）手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

#### （7）解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### （8）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

#### （9）受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

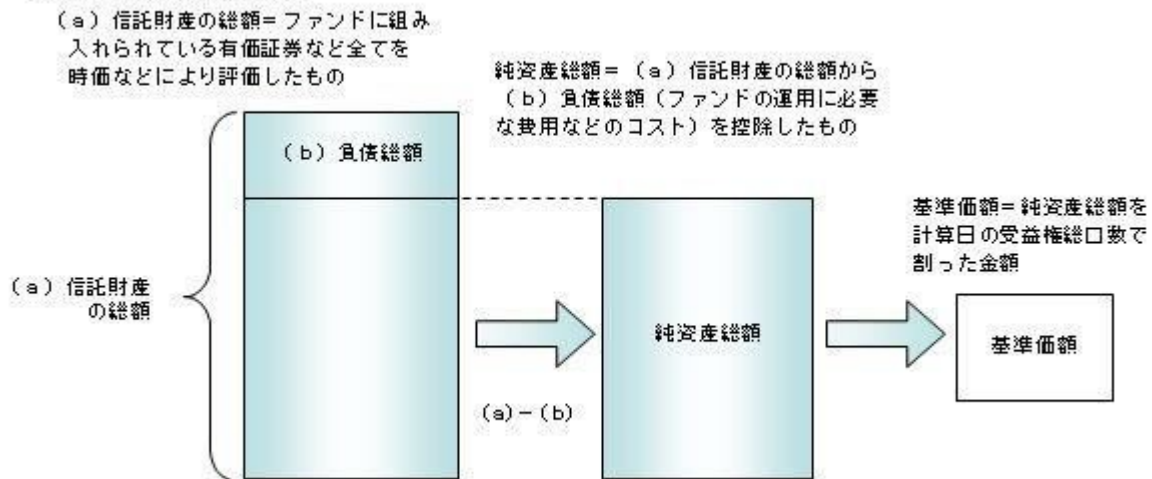
### 3【資産管理等の概要】

#### （1）【資産の評価】

##### 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

### <基準価額算出の流れ>



#### 有価証券などの評価基準

- ・ 信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

#### <主な資産の評価方法>

##### 投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

#### 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

##### 委託会社の照会先

<日本アジア・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク>

電話番号：03 - 6892 - 7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.ja-am.jp/>

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

無期限とします（平成13年 6月 1日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

#### (4) 【計算期間】

毎年6月1日から翌年5月31日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

#### (5) 【その他】

##### 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - イ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
  - ロ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
- ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立ての結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
- ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

#### 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

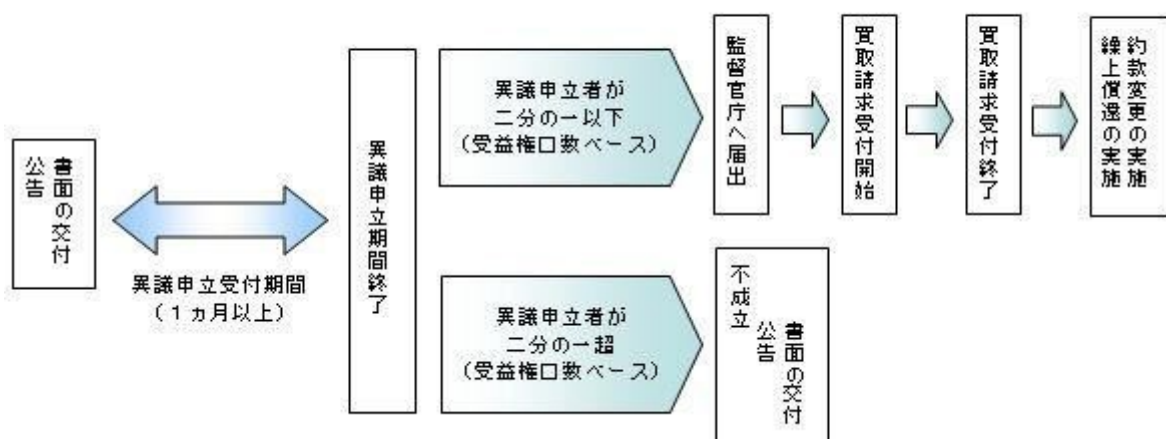
#### 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

#### 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

#### <繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス <http://www.ja-am.jp/>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知っている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <http://www.ja-am.jp/>

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前（または60日前）までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1．他の受益者の氏名または名称および住所
- 2．他の受益者が有する受益権の内容

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

##### (1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

##### (2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

##### (3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間（平成27年 6月 2日から平成28年 5月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：円 )

区分	第14期 (平成27年 6月 1日現在)	第15期 (平成28年 5月31日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	454,365	-
コール・ローン	11,398,231	5,329,623
投資信託受益証券	91,030,458	70,869,656
未収入金	2,000,000	-
未収利息	3	-
流動資産合計	104,883,057	76,199,279
資産合計	104,883,057	76,199,279
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	7,116,599	485,434
未払受託者報酬	29,779	21,924
未払委託者報酬	744,565	547,968
未払利息	-	14
その他未払費用	1,979,518	2,169,133
流動負債合計	9,870,461	3,224,473
負債合計	9,870,461	3,224,473
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	111,766,695	96,467,768
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	16,754,099	23,492,962
( 分配準備積立金 )	1,447,052	1,189,740
元本等合計	95,012,596	72,974,806
純資産合計	95,012,596	72,974,806
負債純資産合計	104,883,057	76,199,279

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

区分	第14期		第15期	
	自	平成26年 6月 3日 至 平成27年 6月 1日	自	平成27年 6月 2日 至 平成28年 5月31日
営業収益				
受取配当金		757,305		1,588,685
受取利息		1,035		52
有価証券売買等損益		1,605,386		2,010,830
為替差損益		8,320,847		3,613,871
その他収益		37		19,547
営業収益合計		7,473,838		4,016,417
営業費用				
支払利息		-		453
受託者報酬		68,604		45,747
委託者報酬		1,715,181		1,143,577
その他費用		4,284,904		4,543,142
営業費用合計		6,068,689		5,732,919
営業利益又は営業損失（ ）		1,405,149		9,749,336
経常利益又は経常損失（ ）		1,405,149		9,749,336
当期純利益又は当期純損失（ ）		1,405,149		9,749,336
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		303,836		917,522
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		32,607,497		16,754,099
剰余金増加額又は欠損金減少額		15,874,247		3,079,001
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		15,874,247		3,079,001
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,122,162		986,050
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,122,162		986,050
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		16,754,099		23,492,962



## （ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第15期	
	自 平成27年 6月 2日 至 平成28年 5月31日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>(2) 計算期間末日の取扱い</p> <p>平成27年 5月31日が休日のため、前計算期間末日を平成27年 6月 1日としております。このため、当計算期間は365日となっております。</p>	

（貸借対照表に関する注記）

項目	第14期	第15期
	(平成27年 6月 1日現在)	(平成28年 5月31日現在)
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額		
	期首元本額 203,802,666円	期首元本額 111,766,695円
	期中追加設定元本額 7,212,864円	期中追加設定元本額 5,116,212円
	期中一部解約元本額 99,248,835円	期中一部解約元本額 20,415,139円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は16,754,099円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は23,492,962円であります。
3. 計算期間末日における受益権の総数	111,766,695口	96,467,768口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第14期	第15期
	自 平成26年 6月 3日 至 平成27年 6月 1日	自 平成27年 6月 2日 至 平成28年 5月31日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	107,071円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	1,249,562円	1,137,754円
分配準備積立金額	1,339,981円	1,189,740円
当ファンドの分配対象収益額	2,696,614円	2,327,494円
当ファンドの期末残存口数	111,766,695口	96,467,768口
1万口当たり収益分配対象額	241.25円	241.26円
1万口当たり分配金額	0円	0円
収益分配金金額	0円	0円

## (金融商品に関する注記)

項目	第14期	第15期
	自 平成26年 6月 3日 至 平成27年 6月 1日	自 平成27年 6月 2日 至 平成28年 5月31日
1. 金融商品の状況に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融商品に対する取組方針</li> </ul> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</li> </ul> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券関係に関する注記)」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>また、当ファンドは、有価証券の為替変動リスクの低減を目的として、為替予約取引を行っております。</p> <p>なお、当計算期間末日において、為替予約取引の残高はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融商品に係るリスク管理体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融商品に対する取組方針</li> </ul> <p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</li> </ul> <p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融商品に係るリスク管理体制</li> </ul>

項目	第14期 自 平成26年 6月 3日 至 平成27年 6月 1日	第15期 自 平成27年 6月 2日 至 平成28年 5月31日
	2. 金融商品の時価等に関する事項	<p>委託会社においてはリスク管理に関する委員会を設け、信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への管理を行っております。</p> <p>・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> <p>・貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>・時価の算定方法</p> <p>投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第14期 自 平成26年 6月 3日 至 平成27年 6月 1日	第15期 自 平成27年 6月 2日 至 平成28年 5月31日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	1,260,016	1,074,889
合計	1,260,016	1,074,889

（デリバティブ取引等関係に関する注記）  
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	第14期 （平成27年 6月 1日現在）	第15期 （平成28年 5月31日現在）
1口当たり純資産の額 (1万口当たり)	0.8501円 (8,501円)	0.7565円 (7,565円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表  
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	Qbasis All Trends UCITS Fund-Class EI JPY	168,833,002	15,072,566	
		スーパーサイクル・シングルアルファ（適格機関投資家向け）	6,223,057	6,589,595	
		ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）	6,670,112	7,533,224	
		アカディアン日本株式シングルアルファ（適格機関投資家向け）	12,872,758	12,805,819	
	日本円合計		194,598,929	42,001,204	
	米ドル	iシェアーズ 世界国債（除く米国）ETF	1,372	132,439.16	
		iシェアーズ・コア 米国総合債券市場ETF	1,155	127,777.65	
	米ドル合計		2,527	260,216.81 (28,868,452)	
合計				70,869,656 (28,868,452)	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

（注1）通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しています。

（注2）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は邦貨換算額であります。

（注3）合計欄は邦貨額で表示しており、（ ）内は外貨建有価証券の邦貨換算額を内書しています。

（注4）外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資 信託受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券 2銘柄	100.0%	100.0%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：円 )

区分	第14期 (平成27年 6月 1日現在)	第15期 (平成28年 5月31日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	723,844	-
コール・ローン	13,330,487	12,656,155
投資信託受益証券	341,362,587	294,028,468
未収利息	3	-
流動資産合計	355,416,921	306,684,623
資産合計	355,416,921	306,684,623
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	5,649	149,978
未払受託者報酬	91,306	81,508
未払委託者報酬	2,282,713	2,037,765
未払利息	-	34
その他未払費用	2,598,718	2,460,455
流動負債合計	4,978,386	4,729,740
負債合計	4,978,386	4,729,740
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	290,634,467	284,271,945
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	59,804,068	17,682,938
( 分配準備積立金 )	73,078,261	67,519,355
元本等合計	350,438,535	301,954,883
純資産合計	350,438,535	301,954,883
負債純資産合計	355,416,921	306,684,623

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

区分	第14期		第15期	
	自	平成26年 6月 3日 至 平成27年 6月 1日	自	平成27年 6月 2日 至 平成28年 5月31日
営業収益				
受取配当金		1,344,595		2,300,476
受取利息		1,921		433
有価証券売買等損益		42,981,193		25,045,162
為替差損益		15,650,489		8,055,135
その他収益		130,395		85,240
営業収益合計		60,108,593		30,714,148
営業費用				
支払利息		-		1,051
受託者報酬		180,511		168,700
委託者報酬		4,512,803		4,217,464
その他費用		5,314,567		5,204,434
営業費用合計		10,007,881		9,591,649
営業利益又は営業損失（ ）		50,100,712		40,305,797
経常利益又は経常損失（ ）		50,100,712		40,305,797
当期純利益又は当期純損失（ ）		50,100,712		40,305,797
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		3,082,199		967,516
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		13,291,720		59,804,068
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,885,487		1,801,114
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,885,487		1,801,114
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,391,652		4,583,963
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,391,652		4,583,963
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		59,804,068		17,682,938

## （ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第15期	
	自 平成27年 6月 2日 至 平成28年 5月31日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>(2) 計算期間末日の取扱い</p> <p>平成27年 5月31日が休日のため、前計算期間末日を平成27年 6月 1日としております。このため、当計算期間は365日となっております。</p>	

（貸借対照表に関する注記）

項目	第14期		第15期	
	（平成27年 6月 1日現在）		（平成28年 5月31日現在）	
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額	332,056,901円	期首元本額	290,634,467円
	期中追加設定元本額	17,369,486円	期中追加設定元本額	15,965,731円
	期中一部解約元本額	58,791,920円	期中一部解約元本額	22,328,253円
2. 計算期間末日における受益権の総数		290,634,467口		284,271,945口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第14期		第15期	
	自 平成26年 6月 3日 至 平成27年 6月 1日		自 平成27年 6月 2日 至 平成28年 5月31日	
分配金の計算過程				



項目	第14期	第15期
	自 平成26年 6月 3日 至 平成27年 6月 1日	自 平成27年 6月 2日 至 平成28年 5月31日
費用控除後の配当等収益額	1,180,435円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	42,548,988円	0円
収益調整金額	48,351,528円	51,252,241円
分配準備積立金額	29,348,838円	67,519,355円
当ファンドの分配対象収益額	121,429,789円	118,771,596円
当ファンドの期末残存口数	290,634,467口	284,271,945口
1万口当たり収益分配対象額	4,178.07円	4,178.07円
1万口当たり分配金額	0円	0円
収益分配金金額	0円	0円

## (金融商品に関する注記)

項目	第14期	第15期
	自 平成26年 6月 3日 至 平成27年 6月 1日	自 平成27年 6月 2日 至 平成28年 5月31日
1. 金融商品の状況に関する事項	<p>・金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>・金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券関係に関する注記)」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>また、当ファンドは、有価証券の為替変動リスクの低減を目的として、為替予約取引を行っております。</p> <p>なお、当計算期間末日において、為替予約取引の残高はありません。</p> <p>・金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>・金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>・金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>・金融商品に係るリスク管理体制</p>

項目	第14期 自 平成26年 6月 3日 至 平成27年 6月 1日	第15期 自 平成27年 6月 2日 至 平成28年 5月31日
2. 金融商品の時価等に関する事項	<p>委託会社においてはリスク管理に関する委員会を設け、信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への管理を行っております。</p> <p>・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> <p>・貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>・時価の算定方法</p> <p>投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>同左</p> <p>・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>同左</p> <p>・貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>同左</p> <p>・時価の算定方法</p> <p>同左</p>

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第14期 自 平成26年 6月 3日 至 平成27年 6月 1日	第15期 自 平成27年 6月 2日 至 平成28年 5月31日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	40,778,527	22,235,837
合計	40,778,527	22,235,837

（デリバティブ取引等関係に関する注記）  
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	第14期 （平成27年 6月 1日現在）	第15期 （平成28年 5月31日現在）
1口当たり純資産の額 (1万口当たり)	1.2058円 (12,058円)	1.0622円 (10,622円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表  
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
投資信託受益証券	日本円	Qbasis All Trends UCITS Fund-Class EI JPY	317,803,298	28,371,889		
		スーパーサイクル・シングルアルファ（適格機関投資家向け）	26,314,709	27,864,645		
		ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）	12,152,709	13,725,269		
		アカディアン日本株式ファンド（適格機関投資家向け）	23,037,806	43,997,601		
		アカディアン・グローバル株式ファンド（適格機関投資家向け）	91,678,102	107,721,769		
	日本円合計			470,986,624	221,681,173	
	米ドル	iシェアーズ 世界国債（除く米国）ETF	2,929	282,736.37		
		iシェアーズ・コア 米国総合債券市場ETF	3,339	369,393.57		
	米ドル合計			6,268	652,129.94 (72,347,295)	
	合計				294,028,468 (72,347,295)	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 有価証券明細表注記

（注1）通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しています。

（注2）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は邦貨換算額であります。

（注3）合計欄は邦貨額で表示しており、（ ）内は外貨建有価証券の邦貨換算額を内書しています。

（注4）外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資 信託受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券 2銘柄	100.0%	100.0%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：円 )

区分	第14期 (平成27年 6月 1日現在)	第15期 (平成28年 5月31日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	24,582,453	18,752,500
投資信託受益証券	806,486,733	675,443,477
未収利息	6	-
流動資産合計	831,069,192	694,195,977
資産合計	831,069,192	694,195,977
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	430,069	194,375
未払受託者報酬	215,317	186,742
未払委託者報酬	5,383,043	4,668,525
未払利息	-	51
その他未払費用	2,376,153	2,806,624
流動負債合計	8,404,582	7,856,317
負債合計	8,404,582	7,856,317
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	618,337,282	599,845,686
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	204,327,328	86,493,974
( 分配準備積立金 )	266,582,801	241,266,514
元本等合計	822,664,610	686,339,660
純資産合計	822,664,610	686,339,660
負債純資産合計	831,069,192	694,195,977

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

区分	第14期		第15期	
	自	平成26年 6月 3日 至 平成27年 6月 1日	自	平成27年 6月 2日 至 平成28年 5月31日
営業収益				
受取配当金		-		1,410,794
受取利息		4,169		965
有価証券売買等損益		201,838,278		98,627,425
為替差損益		-		23,512
その他収益		528,963		322,919
営業収益合計		202,371,410		96,916,259
営業費用				
支払利息		-		1,344
受託者報酬		448,157		395,133
委託者報酬		11,203,928		9,878,226
その他費用		5,081,670		5,632,577
営業費用合計		16,733,755		15,907,280
営業利益又は営業損失（ ）		185,637,655		112,823,539
経常利益又は経常損失（ ）		185,637,655		112,823,539
当期純利益又は当期純損失（ ）		185,637,655		112,823,539
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		28,279,543		6,234,761
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		55,877,408		204,327,328
剰余金増加額又は欠損金減少額		8,428,548		8,619,380
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		8,428,548		8,619,380
剰余金減少額又は欠損金増加額		17,336,740		19,863,956
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		17,336,740		19,863,956
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		204,327,328		86,493,974

## （ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第15期	
	自 平成27年 6月 2日 至 平成28年 5月31日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>(2) 計算期間末日の取扱い 平成27年 5月31日が休日のため、前計算期間末日を平成27年 6月 1日としております。このため、当計算期間は365日となっております。</p>	

（貸借対照表に関する注記）

項目	第14期		第15期	
	（平成27年 6月 1日現在）		（平成28年 5月31日現在）	
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額	818,157,213円	期首元本額	618,337,282円
	期中追加設定元本額	47,788,039円	期中追加設定元本額	42,063,542円
	期中一部解約元本額	247,607,970円	期中一部解約元本額	60,555,138円
2. 計算期間末日における受益権の総数		618,337,282口		599,845,686口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第14期		第15期	
	自 平成26年 6月 3日 至 平成27年 6月 1日		自 平成27年 6月 2日 至 平成28年 5月31日	
分配金の計算過程				

項目	第14期	第15期
	自 平成26年 6月 3日 至 平成27年 6月 1日	自 平成27年 6月 2日 至 平成28年 5月31日
費用控除後の配当等収益額	456,651円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	156,901,461円	0円
収益調整金額	226,088,545円	236,671,128円
分配準備積立金額	109,224,689円	241,266,514円
当ファンドの分配対象収益額	492,671,346円	477,937,642円
当ファンドの期末残存口数	618,337,282口	599,845,686口
1万口当たり収益分配対象額	7,967.66円	7,967.67円
1万口当たり分配金額	0円	0円
収益分配金金額	0円	0円

## (金融商品に関する注記)

項目	第14期	第15期
	自 平成26年 6月 3日 至 平成27年 6月 1日	自 平成27年 6月 2日 至 平成28年 5月31日
1. 金融商品の状況に関する事項	<p>・ 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>・ 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券関係に関する注記)」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>・ 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>・ 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>・ 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券関係に関する注記)」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>また、当ファンドは、有価証券の為替変動リスクの低減を目的として、為替予約取引を行っております。</p> <p>なお、当計算期間末日において、為替予約取引の残高はありません。</p> <p>・ 金融商品に係るリスク管理体制</p>



項目	第14期 自 平成26年 6月 3日 至 平成27年 6月 1日	第15期 自 平成27年 6月 2日 至 平成28年 5月31日
2. 金融商品の時価等に関する事項	<p>委託会社においてはリスク管理に関する委員会を設け、信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への管理を行っております。</p> <p>・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>・貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>・時価の算定方法</p> <p>投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>同左</p> <p>・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> <p>・貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>同左</p> <p>・時価の算定方法</p> <p>同左</p>

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第14期 自 平成26年 6月 3日 至 平成27年 6月 1日	第15期 自 平成27年 6月 2日 至 平成28年 5月31日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	172,694,910	91,553,361
合計	172,694,910	91,553,361

（デリバティブ取引等関係に関する注記）  
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	第14期 (平成27年 6月 1日現在)	第15期 (平成28年 5月31日現在)
1口当たり純資産の額 (1万口当たり)	1.3304円 (13,304円)	1.1442円 (11,442円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表  
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	Qbasis All Trends UCITS Fund-Class EI JPY	377,391,417	33,691,618	
	スーパーサイクル・シングルアルファ（適格機関投資家向け）	27,741,757	29,375,746	
	アカデミアン日本株式ファンド（適格機関投資家向け）	107,207,762	204,745,383	
	アカデミアン・グローバル株式ファンド（適格機関投資家向け）	346,919,771	407,630,730	
合計		859,260,707	675,443,477	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2016年 5月31日現在です。

### 【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型】

#### 【純資産額計算書】

資産総額	76,199,279円
負債総額	3,224,473円
純資産総額（ - ）	72,974,806円
発行済口数	96,467,768口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7565円

### 【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型】

#### 【純資産額計算書】

資産総額	306,684,623円
負債総額	4,729,740円
純資産総額（ - ）	301,954,883円
発行済口数	284,271,945口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0622円

### 【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型】

#### 【純資産額計算書】

資産総額	694,195,977円
負債総額	7,856,317円
純資産総額（ - ）	686,339,660円
発行済口数	599,845,686口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1442円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとしします。

### （2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

### （３）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

#### 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### （４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

### （５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### （６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額等

平成28年5月末現在の委託会社の資本金の額：	100,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	6,400株
発行済株式総数：	6,060株
最近5年間における資本金の額の増減：	平成25年3月18日に150,000,000円の増資 平成26年9月12日に55,000,000円の増資 平成27年2月27日に160,000,000円の増資 平成28年3月25日に1,420,000,000円の減資

###### (2) 委託会社等の機構

平成28年5月末現在、委託会社の機構は次の通りとなっております。

###### ・取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。3名以上7名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。取締役会はその決議をもって、取締役社長を定めます。

###### ・監査役

1名以上の監査役が取締役の職務の執行を監査します。監査役は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の最終の時までを任期とします。

###### ・各種委員会

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の下部機構として内部統制委員会および懲罰委員会が、代表取締役社長の下部機構として投資委員会および商品委員会が、それぞれ設置されています。

組織図



平成28年5月末現在

投資運用の意思決定機構

- 投資委員会において、運用部門が策定した運用方針・運用計画に関する協議・決定を行います。また、運用状況検討会から提言があった場合には、運用方針・運用計画の見直し方策に関する協議・決定を行います。  
投資委員会は、代表取締役社長、運用部門責任者、各ファンドマネージャーおよび投資判断者、分析・レポートिंग部門の責任者、企画部門の責任者、内部統制部門責任者、で構成し、原則として月次で開催されます。
- 運用部門のファンドマネージャーは、投資委員会において決定された運用方針・運用計画に基づい

て、資産配分・銘柄選択を決定し売買に関する指図をします。業務部門(トレーディング)は、これに基づき、売買の執行および取引内容の確認を行います。

3. 運用状況検討会において、分析・レポート部門による運用実績評価・パフォーマンス分析に基づき、運用状況の検証を行います。また、必要に応じ、運用方針・運用計画の見直しを投資委員会に提言します。

運用状況検討会は、分析・レポート部門、運用部門、企画部門、営業部門、業務部門、内部統制部門の各責任者で構成し、原則として月次で開催されます。

平成28年5月末現在

## 2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。
- ・平成28年5月末現在、委託会社が、運用する投資信託(総ファンド数32本、純資産総額24,643百万円。ただし、親投資信託は除きます。)は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	28	21,580
単位型株式投資信託	4	3,063
合計	32	24,643

純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

## 3【委託会社等の経理状況】

### (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である日本アジア・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### (3) 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、新日本有限責任監査法人が主催する研修会等に積極的に参加しており、また、会計基準等の情報交換も密に行っております。

## (1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	93,951	104,896
前払費用	7,718	6,792

未収入金	*1	53,272	*1	67,625
未収委託者報酬		34,960		28,305
未収収益		4,527		2,577
立替金		38,840		47,973
未収消費税等		325		2,834
流動資産合計		233,596		261,005
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備（純額）	*2	0	*2	0
器具備品（純額）	*2	0	*2	0
有形固定資産合計		0		0
投資その他の資産				
投資有価証券		210,000		-
長期差入保証金		6,772		6,772
投資その他の資産合計		216,772		6,772
固定資産合計		216,772		6,772
資産合計		450,369		267,777
負債の部				
流動負債				
預り金		20,491		11,856
未払金		10,618		11,289
未払手数料		17,787		15,569
未払費用		1,129		1,346
未払委託調査費		7,225		4,079
未払法人税等		3,512		180
賞与引当金		2,610		5,000
流動負債合計		63,375		49,321
負債合計		63,375		49,321
純資産の部				
株主資本				
資本金		1,520,000		100,000
資本剰余金				
資本準備金		490,000		-
その他資本剰余金		-		286,994
資本剰余金合計		490,000		286,994
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		1,623,005		168,538
利益剰余金合計		1,623,005		168,538
株主資本合計		386,994		218,456
純資産合計		386,994		218,456
負債・純資産合計		450,369		267,777

## （２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）	当事業年度 （自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日）
営業収益		
委託者報酬	324,026	252,123
投資助言報酬	5,835	5,993

運用受託報酬	6,184		5,301
投資兼業報酬	0		-
営業収益合計	336,046		263,418
営業費用			
支払手数料	162,042	*1	125,548
広告宣伝費	785		1,508
調査費	31,616		34,837
委託調査費	16,512		16,963
図書費	244		328
委託計算費	1,195		1,059
通信費	2,779		2,484
印刷費	3,216		4,289
諸会費	2,009		3,440
営業費用合計	220,400		190,459
一般管理費			
給料・手当	145,940	*1	140,566
役員報酬	24,782		23,300
租税公課	6,153		550
不動産賃借料	23,183		23,173
退職給付費用	4,008	*1	3,575
消耗器具備品費	3,673		4,181
機器賃借料	10,343		10,146
法律専門家報酬	27,684		25,106
新人採用費	6,833		2,500
諸経費	51,766		56,864
一般管理費合計	304,368		289,964
営業損失	188,723		217,005
営業外収益			
受取利息	0		0
為替差益	56		-
受取配当金	660		3,544
営業外収益合計	716		3,544
営業外費用			
支払利息		*1	242
為替差損	-		2
株式交付費	-		115
その他営業外費用	53		361
営業外費用合計	9,262		721
経常損失	197,269		214,182
特別利益			
投資有価証券売却益	-	*1	14,568
特別利益合計	-		14,568
特別損失			
投資有価証券売却損	-	*1	28,160
特別損失合計	-		28,160
税引前当期純損失	197,269		227,774
法人税、住民税及び事業税	52,187		59,236
当期純損失	145,081		168,538

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本	
	資本剰余金	利益剰余金



	資本金	資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計	純資産 合計
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,305,000	275,000	275,000	1,477,924	1,477,924	102,075	102,075
当期変動額							
新株の発行	215,000	215,000	215,000			430,000	430,000
当期純損失( )				145,081	145,081	145,081	145,081
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	215,000	215,000	215,000	145,081	145,081	284,918	284,918
当期末残高	1,520,000	490,000	490,000	1,623,005	1,623,005	386,994	386,994

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,520,000	490,000	-	490,000	1,623,005	1,623,005	386,994	386,994
当期変動額								
減資	1,420,000		1,420,000	1,420,000				-
準備金から剰余金への振替		490,000	490,000	-				-
欠損填補			1,623,005	1,623,005	1,623,005	1,623,005		-
当期純損失( )					168,538	168,538	168,538	168,538
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								-
当期変動額合計	1,420,000	490,000	286,994	203,005	1,454,467	1,454,467	168,538	168,538
当期末残高	100,000	-	286,994	286,994	168,538	168,538	218,456	218,456

#### [重要な会計方針]

##### 1. 固定資産の減価償却の方法

###### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

##### 2. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### 3. 引当金の計上基準

###### (1) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

###### (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

###### (2) 連結納税制度の適用

当社の親会社である日本アジアグループ株式会社を連結親法人とした連結納税制度を適用しております。

## [注記事項]

## (貸借対照表関係)

前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 未収入金 53,272千円	1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 未収入金 64,987千円
2 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 建物附属設備 163千円 器具備品 190千円	2 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 建物附属設備 163千円 器具備品 190千円

## (損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 支払利息 9,208千円	1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 営業取引による取引高 34,628千円 営業取引以外の取引による 取引高 28,784千円

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	5,200	860	-	6,060
合計	5,200	860	-	6,060

(注) 増加数の内訳は次のとおりであります。

株主割当増資(新株の発行)による増加 220株

株主割当増資(デット・エクイティ・スワップ)による増加 640株

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	6,060	-	-	6,060
合計	6,060	-	-	6,060

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、現状、資金運用については短期的な預金等を中心に行っております。また、銀行等金融機関

からの借入による資金調達は行っておりません。当社は、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収収益並びに立替金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程に従い、常に取引先毎の残高を把握し、管理に万全を期す体制をとっております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	93,951	93,951	-
(2) 未収入金	53,272	53,272	-
(3) 未収委託者報酬	34,960	34,960	-
(4) 立替金	38,840	38,840	-

当事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額（ ）	時 価（ ）	差 額
(1) 現金及び預金	104,896	104,896	-
(2) 未収入金	67,625	67,625	-
(3) 未収委託者報酬	28,305	28,305	-
(4) 立替金	47,973	47,973	-
(5) 未払手数料	(15,569)	(15,569)	-

( ) 負債に計上されているものは、( ) で示しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬、(4) 立替金、(5) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 （平成27年3月31日）	当事業年度 （平成28年3月31日）
非上場株式	210,000	-

非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内
現金及び預金	93,951
未収入金	53,272
未収委託者報酬	34,960
立替金	38,840

合 計	221,024
-----	---------

当事業年度（平成28年3月31日）（単位：千円）

	1年以内
現金及び預金	104,896
未収入金	67,625
未収委託者報酬	28,305
立替金	47,973
合 計	248,801

#### 4. 金銭債務の決算日後の返済予定額

当事業年度（平成28年3月31日）（単位：千円）

	1年以内
未払手数料	15,569
合 計	15,569

（有価証券関係）

#### 1. 当会計期間中に売却したその他有価証券

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	210,000	14,568	28,160

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

#### 2. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	当事業年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
確定拠出年金への掛金支払額	4,008	3,575
合 計	4,008	3,575

（税効果会計関係）

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （平成27年3月31日）	当事業年度 （平成28年3月31日）
繰延税金資産		
繰越欠損金	451,239	500,155
未確定債務	1,542	2,439
未払事業税	848	-
減損損失	9,360	5,477
賞与引当金	863	1,543
資産除去債務	2,037	1,929

その他	-	(745)
繰延税金資産小計	465,891	510,798
評価性引当金	(465,891)	(510,798)
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳  
税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。

#### 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日）が当  
事業年度末に係る財務諸表から適用できるようになったことに伴い、当事業年度から当該適用指針を適用し  
ております。

#### （資産除去債務関係）

該当事項はありません。

#### （セグメント情報等）

##### [セグメント情報]

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

##### [関連情報]

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載  
を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

有形固定資産の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載  
はありません。

##### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

##### [報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

##### [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

#### （関連当事者情報）

#### 1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

##### (1) 親会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社	日本アジアホールディングズ(株)	東京都千代田区	99百万円	投資事業	被所有 直接 100%	資金の借入 増資 投資有価証券取得	資金の借入 借入金利息 (注2) 株主割当増資 (注3) 株主割当増資 (注4) 投資有価証券取得 (注5)	170,000 9,208 110,000 320,000 110,000	- - - - -	- - - - -
	日本アジアグループ(株)	東京都千代田区	3,994百万円	投資事業	被所有 間接 100%	連結納税	連結納税に伴う受取予定額	53,272	未収入金	53,272

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 市場金利を勘案して合理的に決定しております。

3. 株主割当による新株の発行を、1株につき500千円で行ったものであります。

4. 株主割当による新株の発行(デット・エクイティ・スワップ)を1株につき500千円で行ったものであります。

5. 有価証券の取得価格は、独立した第三者による株価評価書を勘案して決定しており、支払条件は一括現金払であります。

(2) 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

日本アジアグループ(株)(東京証券取引所に上場)

日本アジアホールディングズ(株)(非上場)

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(1) 親会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社	日本アジアグループ(株)	東京都千代田区	3,995百万円	投資事業	被所有 間接 100%	連結納税	連結納税に伴う受取予定額	59,416	未収入金	64,987
	日本アジア証券(株)	東京都中央区	4,400百万円	証券業	被所有 直接 100%	役員の兼任 資金の借入 投資有価証券の譲渡	資金の借入 借入金利息 (注2) 投資有価証券売却 (注3) 売却代金 売却益 投資有価証券売却 (注4) 売却代金 売却損	50,000 242 114,568 14,568 40,612 13,974	- - - - - -	- - - - - -

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 市場金利を勘案して合理的に決定しております。

3. 有価証券の売却価格は、独立した第三者による株価評価書を勘案して決定しており、支払条件は

一括現金払であります。

- 4．有価証券の売却価額は、直近の取引事例に基づいて決定しており、支払条件は一括現金払であります。

(2) 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

日本アジアグループ(株)（東京証券取引所に上場）

日本アジア証券(株)（非上場）

( 1 株当たり情報 )

	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
1株当たり純資産額	63,860円	36,048円
1株当たり当期純損失金額	26,971円	27,811円

(注) 1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
当期純損失	145,081千円	168,538千円
普通株式に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純損失	145,081千円	168,538千円
普通株式の期中平均株式数	5,379株	6,060株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそ

れのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成28年3月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### <再信託受託会社の概要>

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額 : 10,000百万円（平成28年3月末現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

#### (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成28年3月末現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行いません。

### (2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行いません。

## 3【資本関係】

### (1) 受託会社

該当事項はありません。

### (2) 販売会社

該当事項はありません。

## 第3【その他】

(1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見



書）」という名称を使用します。

- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。

委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日  
ファンドの基本的性格など  
委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など  
委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など  
目論見書の使用開始日

- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。

「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。

「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。

請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。

「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。

商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。

委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

- (6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。

- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。

- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年6月22日

日本アジア・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三宅孝典 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 井尾稔 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日本アジア・アセット・マネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アジア・アセット・マネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年7月22日

日本アジア・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三宅孝典 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 井尾稔 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型の平成27年6月2日から平成28年5月31日までの第15期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型の平成28年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

日本アジア・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年7月22日

日本アジア・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三宅孝典 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 井尾稔 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型の平成27年6月2日から平成28年5月31日までの第15期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型の平成28年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

日本アジア・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年7月22日

日本アジア・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三宅孝典 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 井尾稔 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型の平成27年6月2日から平成28年5月31日までの第15期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型の平成28年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

日本アジア・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。